

# お答えします

## 国政モニターの声に対する回答

### ◆国民年金の受給資格年数の見直しを

昨年、年金改革の議論から国民年金の未納問題が発生した。国民年金を受給するためには、25年という長い加入期間と年金保険料の払込みが必要です。ところが、わずか数か月の未加入期間や未納期間があることで、必要な加入期間を満たせず、年金の受給資格が得られない事態が起きている。その理由には、複雑で専門家でもわかりにくい年金制度に原因があるように思われる。まずもって、もっと国民にもわかりやすい制度に改めることが先決であると思います。

受給資格が得られないような事態を防ぐ改善策の一つとして、ときおり受給資格年数を短くする提案がみられるが、15年が良いのか、5年でよいのか、1年なのか、議論は余りされていない様子である。そもそも受給資格年数とはどういう目的で設定されているのか、なぜ、受給資格年数が25年も必要なのか教えていただきたい。残念ながら、年金にかかわる図書には、その説明が見当たらないのである。

また、いったん納めた年金保険料に対して、全く見返りが無いということは理解しにくいことである。受給資格の得られなかった人が納めた年金保険料はどこにいくのだろうか。没収されてしまうのだろうか、あるいは、どこかで留保されているのか、それとも何かに使われているのだろうか。

健康保険では、健康保険料を支払えば、1か月単位に保険診療が受けられる。年金でも、1か月でも年金保険料を支払えば、その割合に応じて、年金を受給できるようにすべきであると思います

し、そういう制度であれば、非常に分かりやすいと思います。年金一元化の議論が進む中で、是非、受給資格年数の見直しも検討していただきたいと考えます。

(東京都 販売・サービス・労務職 男 67歳)

回答：厚生労働省

我が国の公的年金制度は、現役世代の方すべてに40年間、保険料を納めていただくことを原則としています。低所得等で保険料負担が困難な方には免除制度等をご活用いただき、免除期間も受給資格期間に含めるとともに、60歳以上でも任意加入できる途を開いており、こうした制度を利用すれば、25年の受給資格期間を満たすことは難しいことではないと考えております。

また、受給資格要件を短縮することは、高齢期の基本的な所得保障の役割を果たせないような低額の年金受給者を増やすことになり、結果的に公的年金に対する信頼が揺らぐことになりかねないことや、仮に、受給資格期間を短縮すると、短期間のみ加入することを選択しようとする方が生じて未納問題が一層深刻になるおそれがあるなど、「世代間扶養」という制度の大前提が揺らぎかねない事態になることも考えられること等様々な問題があり、慎重に検討すべきものと考えております。

(参考)

40年納付した場合、月額66,208円

25年納付した場合、月額41,383円

15年納付した場合、月額24,825円

10年納付した場合、月額16,550円

公的年金は、個人が負担したものをその個人に返すのではなく、その時々 of 現役世代の稼得収入の一部（保険料）を高齢者に移転する公的な仕組みです。

つまり、現役世代が保険料を支払い、高齢者の生活を支えるという「世代間扶養」の仕組みをとっており、いずれ迎えるであろう老後生活を世代が、順送りで支えるものです。また、老後だけでなく、若いうちに障害を負われたときやお亡くなりになった場合でも、本人や遺族の生活を支えます。しかも「世代間扶養」の仕組みにより、世の中の賃金や物価の動向に応じた年金がお亡くなりになるまで一生涯受け取れます。そして、その年金額は、それまでの各人の保険料の支払実績に応じたものです。

したがって、結果的に受給資格要件を満たすことができたかどうかにかかわらず、一旦納められた保険料は、その時々の高齢者等の支払いに充てられているのであり、これは本来損得、見返りの有無という観点からみる問題ではないと考えております。